



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

# 関係団体等への意見照会に係る資料

# 長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）（省エネ適合義務基準強化）

## 条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、全ての新築住宅の**適合義務基準を現行誘導基準に強化する。**

## 義務の対象

### 全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

## 義務化の水準

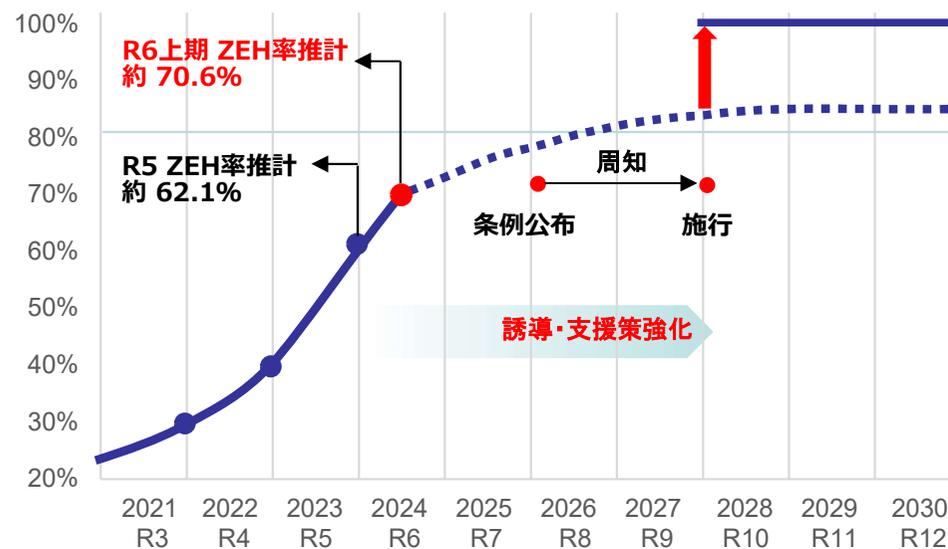
**BEI=0.8及び強化外皮基準**  
= 現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準

BEI	0.8			
UA値 / 地域区分	2地域 軽井沢町、南佐久郡4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
強化外皮基準 ZEH、等級5	0.40	0.50	0.60	
建築物省エネ法 省エネ基準	0.46	0.56	0.75	0.87

## 義務化の時期

**条例改正：2025年度中目途**  
⇒ 2年程度の周知期間を経て施行

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

## 並行して行う支援・誘導策

- ・信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導  
※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- ・断熱施工講習会を施工団体と共催
- ・報告状況の公表による意識向上

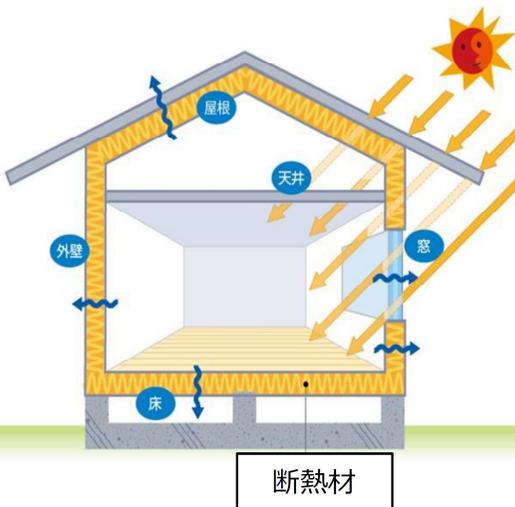
# 義務化水準案 = 誘導基準について

(参考) 長野県の省エネルギー基準地域区分図

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法を定める件 (国土交通省告示第二百六十五号) 別表第10

## 高断熱基準 省エネ基準の外皮基準⇒強化外皮基準

住宅の外皮性能は、 $U_A$  値と $\eta_{AC}$  値によって構成され、いずれも地域区分別に規定されている基準値以下となる必要がある。



### 外皮平均熱貫流率 ( $U_A$ )

室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標。値が小さいほど、断熱性能が高い。

➤ 断熱材を厚くしたり、材料性能UPにより値が下がる

### 冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ )

太陽日射の室内への入りやすさの指標。値が小さいほど、遮蔽性能が高い。

5地域から8地域にのみ基準値を規定。

## 一次エネルギー消費量基準 BEI 1.0⇒0.8

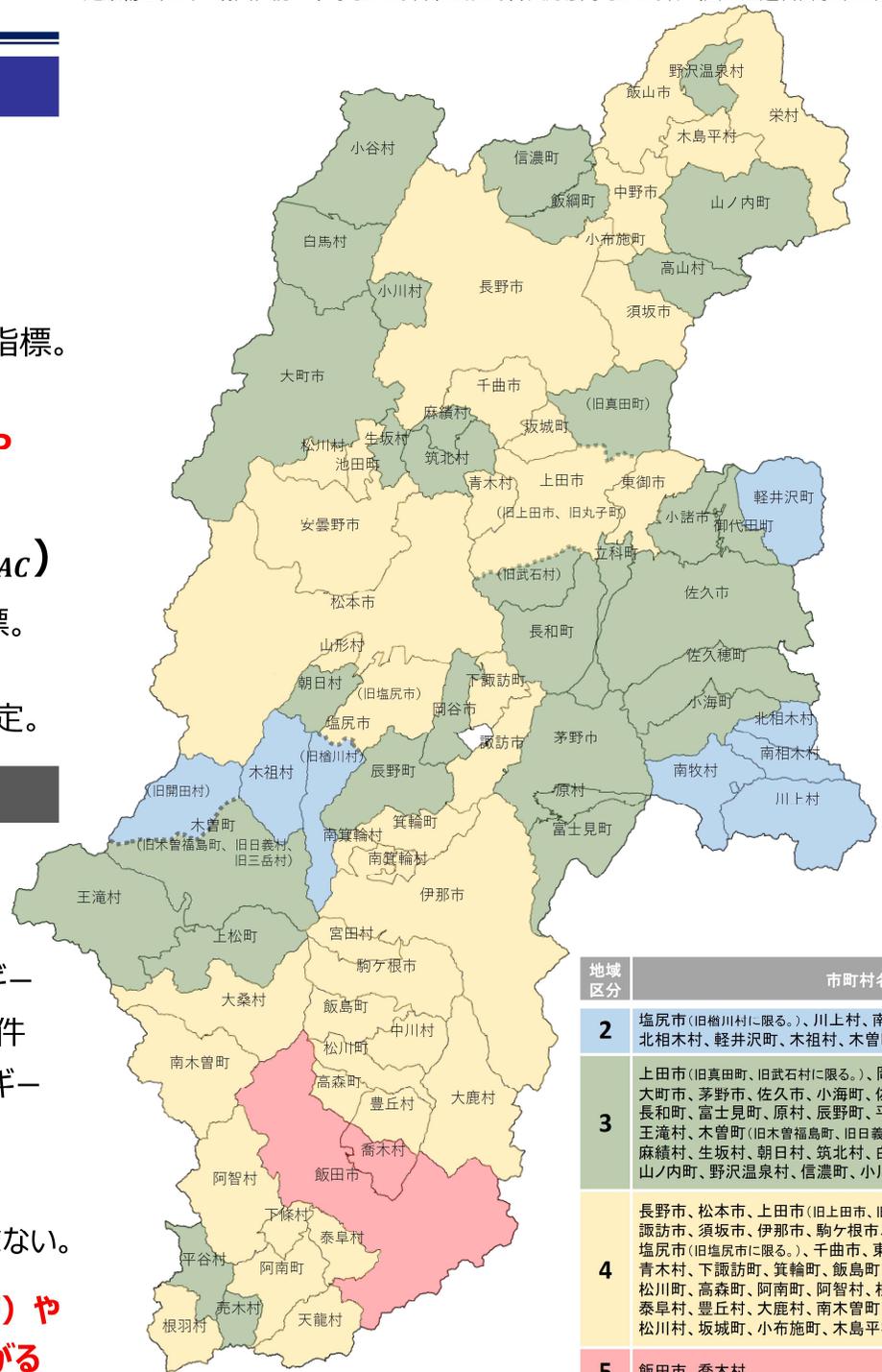
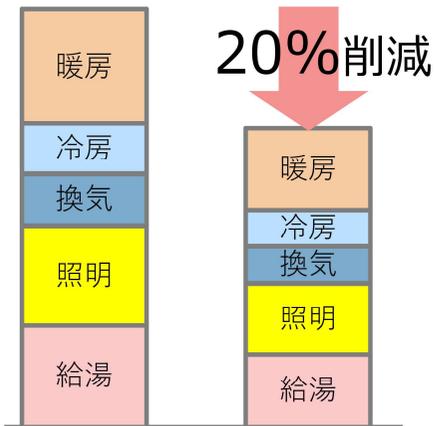
BEIが基準値以下となる必要がある。

### 一次エネルギー消費性能(BEI値)

実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値。

※家電・調理に係るエネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量) は含まない。

➤ 高効率設備 (エアコン、給湯器等) や LED照明の導入等により値が下がる



地域区分	市町村名
2	塩尻市(旧松川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曾町(旧開田村に限る。)
3	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、王滝村、木曾町(旧木曾福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
4	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、飯田市、橋本村、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
5	飯田市、喬木村

# 長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）（再エネ設備設置推進）

## 条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。 ※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

## 対象

**延床面積300㎡以上の新築建築物**  
 法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※  
 ※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

## 時期

**条例改正：2025年度中目途 ⇒ 1年程度の周知期間を経て施行**

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条令で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	<b>再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設）</b> 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡以上の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	<b>説明義務（強化）</b> 設計者による説明を義務化（現行は求めに応じて説明）	<b>説明義務（新設）</b> 非住宅と同じ
建築主	非住宅	<b>再エネ設備の導入検討義務（継続）</b> 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	<b>再エネ設備の導入義務（新設）</b> 再エネ設備の設置（敷地も可） 2万MJから20万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） 延床面積に応じて逡増（1.7万MJ/年+10MJ×延床面積） （合理的な手法※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする
	住宅		<b>【義務対象外】</b> ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域、日照条件が著しく不利な場合等）等

# (参考) 長野県地球温暖化対策条例（現行）における設計者及び建築主の役割

対象者	基準		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅		<b>情報提供の努力義務</b> 建築主の再エネ設備の導入の検討に協力できる者は <u>当該検討に資する情報の提供に努めなければならない。</u>
	住宅	<b>説明義務</b> 建築主から再エネ設備の導入の検討を求められたときは、この検討を行い、 <u>その内容を説明しなければならない。</u>	<b>情報提供の努力義務（非住宅と同じ）</b>
建築主	非住宅		<b>導入検討義務</b> 建築物の新築をしようとする者は、 <u>当該建築物へ再エネ設備の導入について検討を行わなければならない。</u>
	住宅		<b>導入検討義務（非住宅と同じ）</b>

（再生可能エネルギー設備の導入の検討等）

第21条 建築物の新築をしようとする者は、規則で定めるところにより、**当該建築物への再生可能エネルギー設備**（再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。次項及び第5項並びに第24条第2項において同じ。）の**導入について検討を行わなければならない。**ただし、前条第1項各号に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

（建築物の新築をしようとする者への情報提供）

第23条 第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項の規定による新築に係る建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者その他のその事業活動を通じてこれらの規定による**検討につき協力を行うことができる者**は、当該新築をしようとする者に対し、**当該検討に資する情報を提供しよう努めなければならない。**

（住宅等設計者による検討等）

第23条の2 第20条第1項又は第21条第1項の規定による新築に係る建築物のうち一戸建ての住宅その他の規則で定めるものであって、規則で定める規模のもの設計を行う者（次項及び第29条第4項において「住宅等設計者」という。）は、当該設計を委託した者から第20条第1項又は第21条第1項の規定による**検討を求められたときは**、これらの規定による検討を行い、当該検討を求めた者に**その内容を説明しなければならない。**

# 条例改正素案（たたき台）の考え方のポイント

## ◆POINT 1

再エネ設備について、県民・事業者に、正確な情報を提供し、自主的な再エネ設備設置を促す。

## ◆POINT 2

義務の対象者や対象とする建築物、義務付けるエネルギー量等は、合理性の基準のうち手段の相当性を満たすよう設定する。

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

# 条例改正素案（たたき台）の考え方②

## 【延床面積300㎡以上を義務対象とする理由】

◆ 基準の3区分は、建築確認申請等における区分と同様、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「長野県地球温暖化対策条例」の区分に準じる。

◆ 先行自治体（東京都、京都府、群馬県等）においては、建築主に対し300㎡未満の建築物への義務付けは行っていない。（東京都はハウスメーカー等に対し義務付け）

◆ 建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にある。エネルギー消費量が多い建築物においては、再エネ設備設置の設置により使用するエネルギーを賄う必要がある。

区分	件数	設計一次 エネルギー消費量	1件当たり設計一次 エネルギー消費量
	(件)	(GJ)	(GJ)
10㎡以上300㎡未満	2,521	122,418	49
300㎡以上2,000㎡未満	120	42,721	356
2,000㎡以上	7	27,118	3,874

「建築物環境エネルギー性能計画届出書」（令和5年度）  
及び「省エネ計画概要書」（令和5年度）から試算

（参考）京都府における条例改正の考え方（義務対象延床面積拡大2,000㎡以上⇒300㎡以上）  
小規模な建築物においては、相対的に建築コストに占める再エネ導入コストが高くなるため、慎重な判断が必要

# 条例改正素案（たたき台）の考え方③

## 【義務付けるエネルギー量の考え方】

### ◆ 2万MJ（義務付けるエネルギー量の下限）（約4.5kW）/年

県内10kW未満太陽光発電設備（FIT認定）の8割程度が設置する設備容量相当

- 3.5kW～10kW = 96.0%
- 4.5kW～10kW = 77.7%
- 5.5kW～10kW = 49.1%

### ◆ 20万MJ（義務付けるエネルギー量の上限）（約45kW）/年

太陽光発電設備容量50kW未満となる設備容量相当

- ・50kW以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法上の「自家用電気工作物」に該当し、電気主任技術者の選任や半年ごとの法定点検が必要となり、事業者の負担が過度になるおそれ
- ・県内FIT認定（屋根設置）において、50kW以上は全体の0.2%程度

### ◆ 10MJ×延床面積

延床面積に比例したエネルギー量とする。

# (参考) 賃貸住宅の現状

	10㎡～300㎡		300㎡以上		計
	非住宅	住宅	非住宅	住宅	
R4新築棟数 (着工に占める割合)	1,821 (15.2%)	9,813 (81.7%)	165 (1.4%)	209 (1.7%)	12,008
共同住宅・長屋 (着工に占める割合)	—	<b>823</b> (6.8%)	—	136 (1.1%)	959 (7.9%)
賃貸 (着工に占める割合)	—	<b>680</b> (5.7%)	—	63 (0.5%)	743 (6.2%)

建築着工統計調査/建築物着工統計（令和4年度実績）及び建築確認申請（令和4年度）から推計  
 賃貸＝住宅事業者が請負契約に基づき建設する共同住宅及び長屋

## < 事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件 >

以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

- 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。
  - ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
  - ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
  - ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。
- 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。
  - ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

**20kW以上の設置を  
義務づける建築物 = 0**

・20kW ≒ 88,300MJ  
 ・88,300MJ = **7,130㎡**

136棟のうち最大延床面積  
 = **3,186㎡**

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。  
 この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

※集合住宅の屋根に設置する10-20kWの太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも30%の自家消費を実施しているもの(①の要件を満たしているもの)として取り扱います。ただし、自家消費を実施することは継続して求められることにご留意ください。

資源エネルギー庁 FIT・FIP制度  
 ガイドブック2023年度版から抜粋